

## 産学連携推進センター 特別研究員の受入れに関する規程

### (目的)

第1条 研究を目的として、他の大学又は企業等から産学連携推進センター（以下「センター」という。）に派遣された特別研究員の受入れに関しては、この規程の定めるところによる。

### (特別研究員の定義)

第2条 前条の特別研究員とは、センターにおける特定の研究を推進するための知識と経験を有し、特別研究員を受け入れる専任教職員（以下「受入教職員」）の指揮監督の下で研究業務に従事する者（本学教職員を除く）をいう。

### (資格)

第3条 特別研究員として受入れることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 短期大学士、学士、修士、博士の学位をいずれか一つ有する者
- (2) 第一著者として学術雑誌等への論文掲載がある者（査読の有無は問わない）
- (3) 学会発表及び研究報告等の実績を有する者
- (4) 単著及び共著を含む著書業績がある者
- (5) 受入教職員が前号と同等以上の研究能力を有すると認める者

### (活動)

第4条 特別研究員は、次の各号によりセンターの活動に参加し、協力することができる。

- (1) 本学の受入教職員が班長となる研究班への参加
- (2) 研究成果及び調査報告の沖縄女子短期大学紀要への掲載
- (3) 資料の閲覧、研究会への参加並びにセンターの利用
- (4) その他センターの必要とする活動

### (申請手続)

第5条 特別研究員を希望する者は、次の書類を添えて産学連携推進委員会の議を経て学長に申請しなければならない。

- (1) 研究計画書
- (2) 特別研究員申請書
- (3) 本人の所属する代表者からの受入依頼書
- (4) 写真1枚（直近3か月以内に撮影したもの たて4cm×よこ3cm）

(決定及び通知)

第6条 特別研究員の受入れは、産学連携推進委員会及び学内理事等会議の議を経て理事長が決定し、申請者の所属する代表者及び本人にその旨を通知する。

(受入れ期間)

第7条 特別研究員の受入れ期間は、3か月以上2年以内とする。ただし、研究の継続の必要があると認められるときは、特別研究員更新申請書の提出により更に1年以内に関り延長を認めることができる。

(研究員証の交付)

第8条 特別研究員には、特別研究員証を交付する。

(施設等の利用)

第9条 特別研究員は、第4条第3号の受入教職員の指示のもとで本学施設・設備を利用することができる。

2 特別研究員が、研究を行うために必要なコピーの使用は専任教職員に準ずる。

(研究費用)

第10条 特別研究員は原則として固定基本給は発生しない。ただし、研究班の研究に必要なと認める経費に関り、費用を支出する。

2 研究班に係る旅費及び研究助成費等を申請する際は、原則として受入教職員からなる班長の承認のもと、センターへ支出願を申請する。

(研究の中止)

第11条 学長は、特別研究員が病気その他の理由により、研究を継続することが不適当と認められるときは、産学連携推進委員会の議を経て、研究の中止を命ずることができる。

(改廃)

第12条 この規程は、学長が制定し学内理事等会議の承認を得て改廃する。

附 則

この規程は、令和2年7月13日から施行する。